

附属機関等の会議の公開に関する指針

1 対象

この指針の対象は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関、及び県の事務事業を遂行するため、法律又は条例の規定によらず、要綱等に基づき設置され、県職員以外の者が全部又は一部となっている懇談会等（以下「懇談会等」という。）とする。

2 会議の公開の基準

附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部の会議を公開しないことができる。

ア 法律又はこれに基づく政令（以下「法令」という。）若しくは条例の規定により当該会議が非公開とされている場合

イ 当該会議において、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合

ウ 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 非公開とする場合の手続

(1) 附属機関等は、当該会議が上記2ただし書きに定める基準に該当する場合は、当該会議を非公開または一部公開とすることができるものとする。

(2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(3) 公開している会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、附属機関等は会議を非公開とすることができるものとする。

4 公開の方法

(1) 附属機関等は、会議を公開するにあたっては、県民が傍聴できるよう配慮するものとする。

(2) 附属機関等は、会議を公正かつ円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

5 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課（室）等（以下「担当課等」という。）は、附属機関等の会議を公開して開催するにあたっては、当該会議開催日の属する週の2週前の金曜日までに、次の事項を記載した案内を報道機関に資料提供するとともに、県政情報センター及び福島県ホームページにその旨を掲示するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

ア 開催日時

イ 場所

ウ 議題

エ 傍聴手続

オ 問い合わせ先

カ その他

6 その他

(1) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

(2) この指針は、平成12年10月1日以降に開催される附属機関等の会議から適用するものとする。

（改正附則は、略）

情報公開条例

(公文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員に係る氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分にあっては、公にすることにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く。)

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業又は事業の経営上正当な利益を害するおそれ

(平一四条例八六・平一六条例八四・平一八条例七・平一九条例五八・平二五条例一三・平二七条例一九・平二九条例五一・一部改正)